

厚木市立生きがいセンターの今後の在り方について

1 生きがいセンターの概要

(1) 設置目的 働く意欲のある高齢者が自己の経験と能力を生かし、仕事を通して社会との関係を深め、生きがいを求めるための施設及び心身障害者が仕事又は訓練を通して社会参加と自立を図るための施設として設置

(2) 所在地 厚木市松枝 2-5-17

(3) 敷地面積 1,021.00 m²

(4) 延床面積 1,576.99 m²

(5) 建築年度 昭和 58 年度（昭和 59 年 4 月共用開始・築 41 年）

(6) 施設構造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階建

(7) 施設利用 1 階：厚木市シルバー人材センター事務室等

状 況 等 2 階：就労継続支援 B 型事業所しらゆり等

3 階：会議室 1、会議室 2、和室、調理室

(8) 貸 館	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
利用者数	1,117 人	363 人※	177 人	78 人	77 人

※ 令和 2 年度からシルバー人材センターが使用する諸室に会議室を追加。令和元年度までは、貸館により会議室を使用していたが、令和 2 年度からは、専用の会議室を使用することとなり、貸館利用者数が大幅な減少となっている。

2 公益社団法人厚木市シルバー人材センターについて

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条に基づく高齢者（60 歳以上）の就労の機会の確保に努める団体として設立。

平成元年 4 月に法人化して以来、地域社会に不可欠な組織として活動を続け、平成 24 年 4 月より公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）となる。

「働く意欲のある高齢者が自己の経験と能力を生かし、仕事を通して社会との関係を深め、生きがいを求めるための施設」という生きがいセンターの設置目的に基づき、生きがいセンター共用開始から事務室等として利用している。

3 障がい者団体作業所について

「心身障害者が仕事又は訓練を通して社会参加と自立を図るための施設」という生きがいセンターの設置目的に基づき、当初は市直営の厚木市障害者地域作業所として、就労が困難な在宅の心身障がい者のための障がい福祉事業を実施してきた。

その後、平成 18 年の障害者自立支援法の施行後、障害者地域作業所が法定事業に取り込まれ、より専門的知識が必要となり、平成 19 年に行われた庁内の行政改革の一環において、民間活力の導入を図り、より専門性の高い施設となるよう、民営化を進めることとなった。

このようなことから、平成 23 年 4 月 1 日に社会福祉法人かながわ共同会により、就労継続支援 B 型事業所しらゆり（以下「しらゆり」という。）として運営を開始した。

4 検討経緯

(1) 外部評価の結果

令和4年7月に実施した厚木市市民参加型外部評価では、「生きがいセンターは、昭和59年の設置以降、高齢者及び心身障がい者の社会参加の支援に寄与してきた。しかしながら、設置から38年が経過しており、施設の老朽化や諸室の利用が少ないという現状を踏まえ、施設の廃止を含めた今後の方向性について検討を行うものとする。」との結果となった。

(2) 庁内検討委員会における検討結果

(1)の結果を受け、令和4年度に「厚木市生きがいセンター利活用庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を設置し、生きがいセンターの利活用や廃止(機能や建物等)について検討した結果、生きがいセンターの機能等は廃止(条例も廃止)する方向性で進めるようまとまった。

(3) 厚木市公共施設最適化検討委員会における検討結果

(1)及び(2)の検討結果を踏まえ、令和5年11月に実施した厚木市公共施設最適化検討委員会において、「厚木市立生きがいセンターの今後の方向性」を諮り、生きがいセンターの機能を廃止(条例も廃止)し、シルバー人材センターの事務所及びしらゆりの事業所を移転することについて審議し、了承を得る。

5 生きがいセンターの課題・考え方

(1) 現状の課題・考え方

No.	項 目	課題・考え方
1	貸館利用について	生きがいセンターは、公共交通機関でのアクセスが良くなく、また駐車場が少ないこともあり、貸館の利用が少ない。 市内には市民交流プラザや公民館等、貸館を行っている公共施設が多くあり、現在の利用状況から判断すると、生きがいセンターを廃止したとしても、支障はないものと考えられる。
2	施設老朽化への対応について	突発的な修繕があり、また、バリアフリーへの対応も十分ではない。 高齢者や障がい者が利用する施設としては好ましくない状態となっている。

(2) 廃止した場合の課題・考え方

No.	項 目	課題・考え方
1	シルバー人材センターについて	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実や社会参加の推進を図ることを目的としており、公益性の観点から、その機能を継続していく必要があるため、移転先について協議をする必要がある。
2	しらゆりについて	しらゆりについては、市内にある他の就労継続支援 B 型事業所との公平性を考慮すると、公共施設での事業継続は難しいが、移転先の検討に係る猶予期間を設けるなど、施設廃止に対する理解を得る必要がある。
3	跡地利用への対応	建物の解体費用が高額であることから、引き続き、跡地利用の検討を進める。

6 生きがいセンターの今後の方向性

生きがいセンターの利用者は年々減少傾向にあり、また、施設は老朽化も進み、一部バリアフリーに対応していない箇所もあるため、高齢者や障がい者が利用する施設としては好ましくない状態となっていることから、その機能の廃止に向け、条例の廃止の準備を進める。

なお、シルバー人材センターについては、高齢者の就業機会の確保による生きがいの充実や社会参加の推進といった公益的役割を今後も継続していく必要があることから、公共施設を含めて移転先を協議していく。

一方、しらゆりについては、市内にある他の就労継続支援 B 型事業所との公平性の観点等から、公共施設での事業継続は難しいが、生きがいセンター廃止に伴う移転先の検討に係る猶予期間を設けるほか、事業所及びその利用者に寄り添った対応により、施設廃止に対する理解を得るものとする。

なお、跡地については、倉庫や書庫としての利用等も考えられることから、引き続き庁内各課の意向を確認し、検討を進める。